

国家公務員倫理規程より「ゴルフ」という記載の削除を求める決議

国家公務員の職務に係る倫理の保持を図り、公務に対する国民の信頼を確保することを目的として、「国家公務員倫理法」（以下「倫理法」という。）が制定され、倫理法に基づき、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する政令として「国家公務員倫理規程」（以下「倫理規程」という。）が制定されている。

倫理規程においては、国家公務員に対し、「利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。」を一律に禁止している。これに加えて、倫理法が地方公共団体等に対し、国の施策に準じて、地方公務員等の倫理に必要な施策を講ずるよう努めるべきことを規定していることから、倫理規程に基づく利害関係者とのゴルフの禁止は、事実上、日本全国の国家公務員及び地方公務員等に対して規制を及ぼすこととなっている。しかしながら、以下の理由により、この規制は結果的に極めて不当であり、直ちに見直すことが必要である。

（一）国家の政令が、禁止の対象として唯一具体的に「ゴルフ」を名指ししていることにより、国際的にも国内的にも広く人々に親しまれているスポーツであるゴルフが、あたかも明らかな公務の不正の温床であるかのような誤った印象を発信する結果となっている。

（二）このことは、近年顕著なゴルフ人口の減少やゴルフ場の廃業などにより経営を脅かされているゴルフ界が、地域の雇用や経済の活性化に資することはもとより、コロナ禍にも強く、高齢者の健康増進にも貢献するゴルフの振興策を、地方公共団体とも連携を取りつつ、地域住民の理解を得て、各地域で進めていく上で悪影響を与えている。

（三）かつて、ゴルフ場において、公務の不正の契機等になったと認められる事案があったとしても、ゴルフというスポーツに問題があるわけでは断じてなく、あくまで不正に関わった公務員に問題があったのであり、従って、一律のゴルフの禁止ではなく、他の合理的手段によって公務員の倫理の保持を図ることは当然可能なはずである。

（四）倫理規程が定めるゴルフ禁止規定は、あらゆる種目のスポーツについて、身分などを理由とした差別を受けることなく実施できることを求めた国際オリンピック委員会制定の「オリンピック憲章」に違反するとの指摘がかねてからあり、来年の2020東京大会の開催国として、緊急の対応が求められる。

倫理規程におけるゴルフの禁止規定は、以上のような多くの問題があるにも関わらず、制定以来一度も見直されることなく放置されているところ、前述のとおり、2020東京大会の開催を目前に控えている中、倫理規程より「ゴルフ」という記載を削除することを強く要望する。

右、決議する。

自民党ゴルフ振興議員連盟

会長

衛藤征士郎

顧問

麻生太郎 二階俊博 山東昭子

会長代行

中曾根弘文

副会長

逢沢一郎 甘利明 小野寺五典

鴨下一郎 川崎二郎 河村建夫

塩崎恭久 塩谷立 下村博文

鈴木俊一 額賀福志郎 船田元

細田博之 茂木敏充 山本有二

吉野正芳 橋本聖子 宮沢洋一

山本順三

幹事長

遠藤利明

幹事長代行

稲田朋美

幹事長代理

竹本直一

副幹事長

奥野信亮 後藤茂之 後藤田正純

武田良太 土屋品子 萩生田光一

事務局長

岸信夫

事務局長代行

赤池誠章

事務局長代理

大西英男

事務局次長

小田原潔 神田憲次

超党派ゴルフ議員連盟

名誉会長

麻生太郎

会長

衛藤征士郎

顧問

野田佳彦 赤松広隆 二階俊博

細田博之 山東昭子 額賀福志郎

遠藤利明

中曾根弘文

会長代行

石原伸晃 平野博文 安住淳

鈴木俊一 塩谷立 竹本直一

生方幸夫 下地幹郎

幹事長

下村博文

幹事長代行

小野寺五典

事務局長

笠浩史

事務局次長

松下新平 井上貴博 小宮山泰子

国務大臣（国家公務員制度担当）河野 太郎 殿